

インボイス制度への対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月より開始となるインボイス制度(適格請求書等保存方式)における当金庫の対応につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

1. インボイス(適格請求書)について

インボイスは、税率ごとの消費税額や事業者の登録番号が記載された請求書・納品書などをいい、売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段です。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指します。インボイスを発行できるのは、あらかじめ登録された「適格請求書発行事業者」に限られます。

当金庫は、「適格請求書発行事業者」として登録を完了しております。

登録番号	T6-0800-0500-0107
------	-------------------

2. インボイス制度について

令和5年10月より、消費税の仕入税額控除を受けるためには、売手・買手それぞれ以下の対応が必要となります。

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められた際、インボイスを交付しなければなりません(交付したインボイスの写しを保存しておく必要もあります)。

〈買手側〉

買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

※インボイス制度の詳細につきましては、[国税庁インボイス制度公表サイト](#)をご覧ください。

3. 当金庫の対応について

当金庫では令和5年10月以降、事業を営まれている個人のお客さまおよび法人のお客さまを対象に、次のとおりインボイスを発行いたします。なお、事業を営んでいない個人のお客さまは、原則、インボイス発行の対象外となります。

〈当金庫にお口座を保有のお客さま〉

営業店窓口もしくは預金口座より口座振替にてお支払いいただいた各種手数料について、別途、インボイス制度の要件を満たした「インボイス管理票」を発行いたします。「インボイス管理票」は、専用のWEBサイトでお客さまのID・パスワードを入力して発行する方法の他、店頭にて発行する方法も選択できます。

「インボイス管理票」の発行を希望するお客さまは、営業店窓口へお申し出ください。

〈当金庫にお口座を保有していないお客さま〉

営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料について、インボイス制度の要件を満たした「領収書」や「受取書」を発行いたします。

〈A T M・両替機でのお取引について〉

A T M・両替機でのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機および自動サービス機による商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、インボイスの交付義務が免除されるため、インボイスの発行はいたしません。

このため、A T M・両替機から出力される「ご利用明細」等について、インボイス制度の要件を満たした書式への変更はいたしませんので、ご了承ください。

インボイス制度や各種手続きにつきましてご不明な点がございましたら、当金庫の本支店窓口までお問い合わせください。

以上